

○保育を取り巻く状況

- ・令和7年6月27日、厚労省から人口動態統計の令和6年年計が公表された。70万人を切ると見込まれていた出生数は68万6061人となった。令和5年と比べて-5.7%となっている。国の想定よりもおよそ15年早く少子化が進行している。
- ・待機児童は減少したものの未だ解消には至らず、上昇傾向にある女性就業率や地域の実情による想定外の保育ニーズなど注視する必要がある。
- ・そうした状況の中、国は「「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会」のとりまとめを公表した。この検討会では介護を中心に地域の福祉サービスの在りようについて議論されており、地域の実情に応じた福祉サービスを機能として如何に維持していくかが注目されている。こども・子育て分野においても今後同様の検討が進められると思われる。検討内容には法人の「財産処分等の緩和」も含まれる。
- ・「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」が今年度新たにスタートした。事業年度の途中で「過疎地域に準じる市町村」も対象に加わった。保育の分野においても、地域全体の中でどのようにあるべきかを考えていく必要がある。
- ・令和7年4月25日こども家庭審議会に内閣総理大臣から諮問が為された。内容は「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」である。令和8年度末（令和9年3月）までの3要領・指針改訂（定）に向けて議論がスタートする。

○こども政策の推進

- ・令和5年4月1日にこども基本法施行。
- ・令和5年12月にこども大綱とともに「はじめの100か月の育ちビジョン」閣議決定
- ・以降これらに沿ってこども政策が進められている。
- ・令和10年度末までの保育政策の新たな方向性が示された。量の拡大から質の充実に転換していく。こども基本法やはじめの100か月の育ちビジョンなどを念頭に、すべての子どもと子育て家庭の支援を推進するとされた。
- ・文科省の要領・指針の実施状況に関する有識者会議の最終報告において、「自発的な活動としての遊び」について述べられている箇所がある。幼児期においては「遊びが学び」であることが指摘される一方で、一部施設において幼児期にふさわしくない「教育活動」が行われている実態や、世間一般に残る「子どもをただ遊ばせているだけ」との誤解などが課題として挙げられている。
- ・児童福祉法が改正された。主な改正点は以下の3点となる。①保育士・保育所支援センターの法定化、②地域限定保育士の全国展開、③保育士等の虐待通報義務。特に③においては個々のケースで総合的判断が求められることが予想されるため、ガイドラインなどに注目する必要がある。
- ・子ども・子育て支援法に基づく基本方針も改正された。児童福祉法の改正と重複する内容のほか、こども誰でも通園制度の給付化、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業に

についても書き込まれる。これにより関係諸規定が改正・整備され、令和8年4月から適用される。

- ・こども誰でも通園制度は今年度地域子ども・子育て支援事業として制度化された。令和8年度からの給付化に向けて引き続き検討が進められる。
- ・こども性暴力防止法が令和6年6月26日に公布された。公布から2年6か月を超えない範囲（令和8年12月25日まで）で施行とされており、現在ガイドライン等の作成が進められている。すでに導入された保育士特定登録取消者管理システムと併せて、子どもへの性犯罪防止に努めなくてはならないが、現場の委縮につながらないように注意する必要があると考えている。

○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

- ・従来の「子ども・子育て会議」の後継となる会議で、全私保連からは高谷常務理事が出席している。日保協、全保協からもそれぞれ委員が出ている。
- ・今年度1回めとなる通算第11回が8月4日（月）に開催された。高谷常務理事からは先般とりまとめられた保育三団体協議会の要望内容を中心に発言が為された。内容詳細は全私保連ニュースを参照されたい。

○保育三団体協議会の取り組み

- ・今年度の幹事団体は全私保連。
- ・令和8年度保育関係予算要望をとりまとめ、6月17日に関係議員やこども家庭庁への要望書手交を行った。人口減少地域においてもすべての子どもの育ちを保障することなど、大きく7つの項目について要望を行っている。

○人勤及び処遇改善について

- ・令和6年人事院勧告により公定価格の人件費は+10.7%とされた。令和7年人事院勧告は8月7日公表と報道されている。
- ・処遇改善は着実に進められてはいるがまだ全産業平均に及ばない。
- ・人事院勧告による給与の改善に加え、今年度から一本化された処遇改善等加算により保育士等のさらなる処遇改善が図られている。
- ・処遇改善等加算は「区分1（基礎分）」「区分2（賃金改善分）」「区分3（質の向上分）」の3区分が設けられ、旧処遇改善等加算Ⅰの「基礎分」「キャリアパス要件」が区分1に、同「賃金改善要件分」とⅢが区分2に、Ⅱが区分3に位置づけられた。
- ・令和7年6月9日付でFAQの第3版が公表されたほか、自治体向け説明動画および資料が6月13日にこども家庭庁HPに掲載された。現場の混乱についてはこども家庭庁に伝えている。
- ・制度切り替えに係るポイントがスライド28～29にまとめられているので参照されたい。

- ・特に区分3（旧処遇改善等加算Ⅱ）における算定人数と配分人数の関係がわかりにくいので注意が必要。令和7年度に関しては研修修了見込み者も算定人数にカウントしてよいとの経過措置がFAQ第2版で追加された。
- ・人材確保にも関連して引き続き要望を行っていく。

○子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

- ・3月25日と4月8日にこども家庭庁によるWEB説明があった。アーカイブは一定期間公開とされている。
- ・給与比較による人材流出や事務負担の増大についての懸念は重々国に伝えている。
- ・令和6年度事業に係る内容公開は8月末までとされているので注意されたい。